

E U原案の評価と論点整理

基本的考え方： 我が国及びE Uの基本的なスタンスは同じくするが、個別項目では異なる部分も存在。
 我が国のモダリティ案は、輸出入国間の権利義務バランスや3分野間のバランスの確保など全体をパッケージ
 としているもの。
 E U内での議論の行方を見極めることが必要。
 これらの前提の下、個別項目についての評価及び論点整理を行う。

1 . 市場アクセス

我が国のモダリティ案（骨子）	E U原案（骨子）	評価及び論点整理
<p>（関税水準）</p> <p>(1) 関税の削減約束は、<u>UR の最終譲許税率を基準</u>に行う。</p> <p>(2) UR 及びUR 以降関税化された品目を含め、<u>実施期間中、単純平均でX %の削減</u>を行う。Xは今次交渉で合意される率とする。</p> <p>(3) 品目ごとに<u>最低Y %の削減</u>を行う。Yは今次交渉で合意される率とする。</p> <p>(4) 上記削減は、<u>実施期間中、毎年等量</u>で行う。</p>	<p>・UR方式により、最終譲許水準から平均36 %、最低15 %の関税引下げ。（実施期間6年間、以下同じ。）</p>	<p>・UR方式による平均36 %、最低15 %の関税引下げについては、品目ごとの柔軟性に配慮した対応が可能であり、議論に値するもの。</p> <p>（参考） UR合意内容： 一般関税は、実施期間において、平均で36 %（各品目ごとに最低15 %）、毎年同じ比率で削減。</p>

我が国のモダリティ案（骨子）	E U原案（骨子）	評価及び論点整理																		
<p>（アクセス数量） アクセス機会については、<u>基本的にUR最終譲許の数量を前提に議論を行う。</u> <u>品目毎の柔軟性の確保を図ることとし、URのミニマム・アクセス品目に係る制度改善として、以下を行うとともに、その他のアクセスの数量はこれを維持する。</u></p> <p>(1) <u>設定の基礎となった消費データを得ることができる最新のデータに修正した上で設定する。</u></p> <p>(2) <u>関税化の特例措置を適用した品目に課せられている加重されたアクセス機会</u>は、当該品目が関税化された後は、<u>適用を廃止する。</u></p>	<p>・特段言及なし。 （なお、これまでは、関税割当の運用改善を優先する立場）</p>	<p>・引き続き、我が国提案に基づく見直しを主張。</p> <p>（参考） 米国提案：アクセス数量を20%拡大 ケアンズ提案：現在の国内消費量の20%上乗せ</p> <p>米国、ケアンズ提案を適用した場合のアクセス数量</p> <table border="0"> <tr> <td>・コメ</td> <td>米国提案</td> <td>92.0万ト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ケアンズ提案</td> <td>274.1万ト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（国内消費量</td> <td>986.9万ト）</td> </tr> <tr> <td>・小麦</td> <td>米国提案</td> <td>688.8万ト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ケアンズ提案</td> <td>699.4万ト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（国内消費量</td> <td>627.2万ト）</td> </tr> </table> <p>我が国の米のミニマムアクセス数量（国内消費量に対する比率）の推移： 4.0%（1995） 7.2%（2000）</p> <p>UR合意による一般のミニマムアクセス： 最終年度までに国内消費量の5%を設定することを約束。</p>	・コメ	米国提案	92.0万ト		ケアンズ提案	274.1万ト		（国内消費量	986.9万ト）	・小麦	米国提案	688.8万ト		ケアンズ提案	699.4万ト		（国内消費量	627.2万ト）
・コメ	米国提案	92.0万ト																		
	ケアンズ提案	274.1万ト																		
	（国内消費量	986.9万ト）																		
・小麦	米国提案	688.8万ト																		
	ケアンズ提案	699.4万ト																		
	（国内消費量	627.2万ト）																		

2 . 国内支持

我が国のモダリティ案（骨子）	E U原案（骨子）	評価及び論点整理
<p>（支持水準）</p> <p>(1) 協定上削減を免除されるものを除くすべての国内支持を対象に、<u>総合AMSによる約束を行う。</u></p> <p>(2) 約束は、URにおける最終譲許水準を基準に、実施期間の間、毎年均等に行い、実施期間の最終年度に基準のX%削減値で譲許する。Xは今次交渉で合意される率とする。</p> <p>（緑の政策、青の政策、デミニミス）</p> <p>(1) <u>現行の黄、青、緑の政策の基本的枠組み及びデミニミスの規定を維持する。</u></p> <p>(2) 緑の政策の改善 収入保険及び収入保証に係る施策への政府の財政的な参加について、</p> <p>ア 農業経営の安定に必要な施策が適時に発動できるよう、<u>現行の収入喪失要件(3割超)を引き下げる。</u></p> <p>イ 農業経営の安定に必要な補填が確保できるよう、<u>補填割合(現行7割)を引き上げる。</u></p> <p>自然災害に係る救済のための支払について、農業経営の安定に必要な施策が適時に発動できるよう、<u>現行の収入喪失要件(3割超)を引き下げる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・削減対象国内支持については、総合AMSにより最終譲許水準から55%削減。 ・先進国に対するデミニミスを撤廃。 ・動物愛護等のための支持を緑の政策に位置付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合AMSによる約束水準から55%削減については、品目ごとの柔軟性に配慮した対応が可能であり、議論に値するもの。 （参考） 我が国の1999年度通報値は、2000年度の約束水準から81%削減されている。 ・デミニミスの撤廃については、米国に対する牽制と考えられる。しかしながら、政策の柔軟性を失わせることになるので支持できない。 ・動物愛護に係る要件拡充については、我が国の収入保険に対する提案への支持との関係で検討する必要。また、途上国の反発にも配慮する必要。 （参考） UR合意内容： AMSについては、実施期間において、基準期間（86-88年）比20%を毎年同じ比率で削減。

3. 輸出規律

我が国のモダリティ案（骨子）	E U原案（骨子）	評価及び論点整理
<p>（輸出補助金）</p> <p>(1) <u>輸出補助金の額、補助金付き輸出量を毎年等量で削減する。</u></p> <p>(2) 輸出信用をはじめとする輸出促進効果のある施策には輸出補助金と同等の規律を適用する。</p> <p>（輸出信用）</p> <p>(1) <u>輸出信用の総額、総量を毎年等量で削減する。</u></p> <p>(2) FAO/WFP等の<u>国際組織のアピール</u>に基づく食料援助に係る 信用供与は<u>規律の対象外</u>とする。</p> <p>（食料援助）</p> <p>FAO/WFP等の国際組織のアピールに基づく食料援助以外の援助は、輸出補助金規律の迂回阻止の観点から、<u>段階的に無償化する。</u></p> <p>上記の国際組織には、地域取決めに基づく食料備蓄機構を含む。</p> <p>（輸出国貿易企業）</p> <p>(1) <u>国家貿易企業の運営の透明性を向上させるため、四半期毎の報告を含むその国別輸出数量、輸出価格、調達価格等を通報対象とする。</u></p> <p>(2) 毎年の事業計画の輸出に係る部分を通報する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出補助金について、最終譲許水準から、数量ベースで大幅な削減、金額ベースで平均 45 %の削減（品目ごとの柔軟性及び全ての形態の輸出補助金を同等に扱うことが前提）。 ・ 輸出信用の輸出補助金的要素に係る厳格な規律を策定。 ・ 現物援助は、緊急事態等に対応した真の食料援助に限定する等食料援助に係る規律を強化。 ・ 輸出国貿易企業については、差別的な補助、価格プール等の不公正な慣行を規律。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品目ごとの柔軟性及び全ての形態の輸出補助金を同等に扱うことは、我が国の主張と一致。 この前提の下に、金額 45 %、数量についても相応な削減を求めることは議論に値するもの。 （参考） UR合意内容： 輸出補助金は、実施期間において、財政支出額及び数量はそれぞれ 36 %及び 21 %削減。 ・ 基本的には議論に値するもの。緊急食料援助事業の扱いにつき要確認。 ・ 完全無償化は困難であり、引き続き「FAO/WFP等の国際組織のアピールに基づく食料援助を除き、無償化」とする必要がある。 ・ 基本的には議論に値するもの。内容について確認するとともに、通報義務の強化については輸入国買への適用を想定しておく必要。

4 . 開発途上国への配慮

我が国のモダリティ案（骨子）	E U原案（骨子）	評価及び論点整理
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別セーフガードの拡充（途上国の食料安全保障のための重要品目等途上国の関心品目を適用対象とする。） ・ 食料安全保障の観点からの国内支持特例の拡充の検討 ・ 国際備蓄構想等による食料援助の量的確保対策 ・ 削減率の緩和、実施期間の延長 ・ 削減対象からLDCを除外 ・ 当該製品の純輸出国を除く途上国は、輸出規制・輸出税規律強化から原則適用除外 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進国及び先進途上国は、後発途上国からの全輸入に対し無税・無枠を供与。 ・ 先進国は、途上国からの全輸入の50%以上に無税を適用。 ・ 途上国の関心品目についてのタリフ・エスカレーションの大幅な削減 ・ URと同様に、途上国に対して低い削減率及び長い実施期間を適用。 ・ 食料安全保障ボックスの創設（途上国に対する特別セーフガードの拡大、途上国の特定の国内助成に関するニーズの検討等）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容、最恵国待遇原則との関係を含め、我が国としての実施可能性については困難な面が多いと考えられるものの、要確認。 ・ URと同様に、途上国に対して低い削減率及び長い実施期間を適用することについては、我が国のこれまでの主張に合致しており、議論に値するもの。 ・ 基本的考え方は議論に値するもの。内容について要確認。 <p>（参考） UR合意内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国境措置、国内助成、輸出補助の削減率について、途上国は先進国の2/3、後発開発途上国（LDC）は削減義務免除とする。 ・ 関税化の特例措置について、途上国のアクセス数量は1% 4%とする。 ・ 実施期間について、途上国は10年とする。